

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	能代市 (05202)
地域名 (地域内農業集落名)	檜山地区 (羽立、小沢口、上母体、中母体、新屋敷、檜山本町 新田、今泉、中沢、犬伏、赤坂、大森)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	609.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	- ha
② 田の面積	557.59 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	52.04 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	37.431 ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	363.58 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	92.17 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・山間部の未整備地区の耕作放棄地対策が課題。
- ・高齢化が進み、後継者確保が課題。
- ・ほ場整備区域外の農地の受け手がなかなか見つからない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・既存法人を中心に、地域内で協力していきながら、集約していく。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める。
- ・耕作放棄地を解消する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農振農用地を基本に将来の農業を担う者へ集積・集約を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	33.97	%	将来の目標とする集積率
			40 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・将来の農業を担う者へ集約された農用地を集め、耕作条件の向上等を図っていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

<p>(1)農用地の集積、集団化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・檜山地区では西部に関しては入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。東部は既存法人へ集積・集約しているため、継続していく。 ・母体地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・中沢地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・大森地区では規模拡大を目指す経営体へ集積・集約していく。 ・田床内地区では規模拡大を目指す経営体へ集積・集約していく。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする
<p>(3)基盤整備事業への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備を実施できれば後継者も受け入れやすいため検討していきたい。
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な経営体を確保するため、ほ場整備を検討し受け入れ体制を整えたい。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

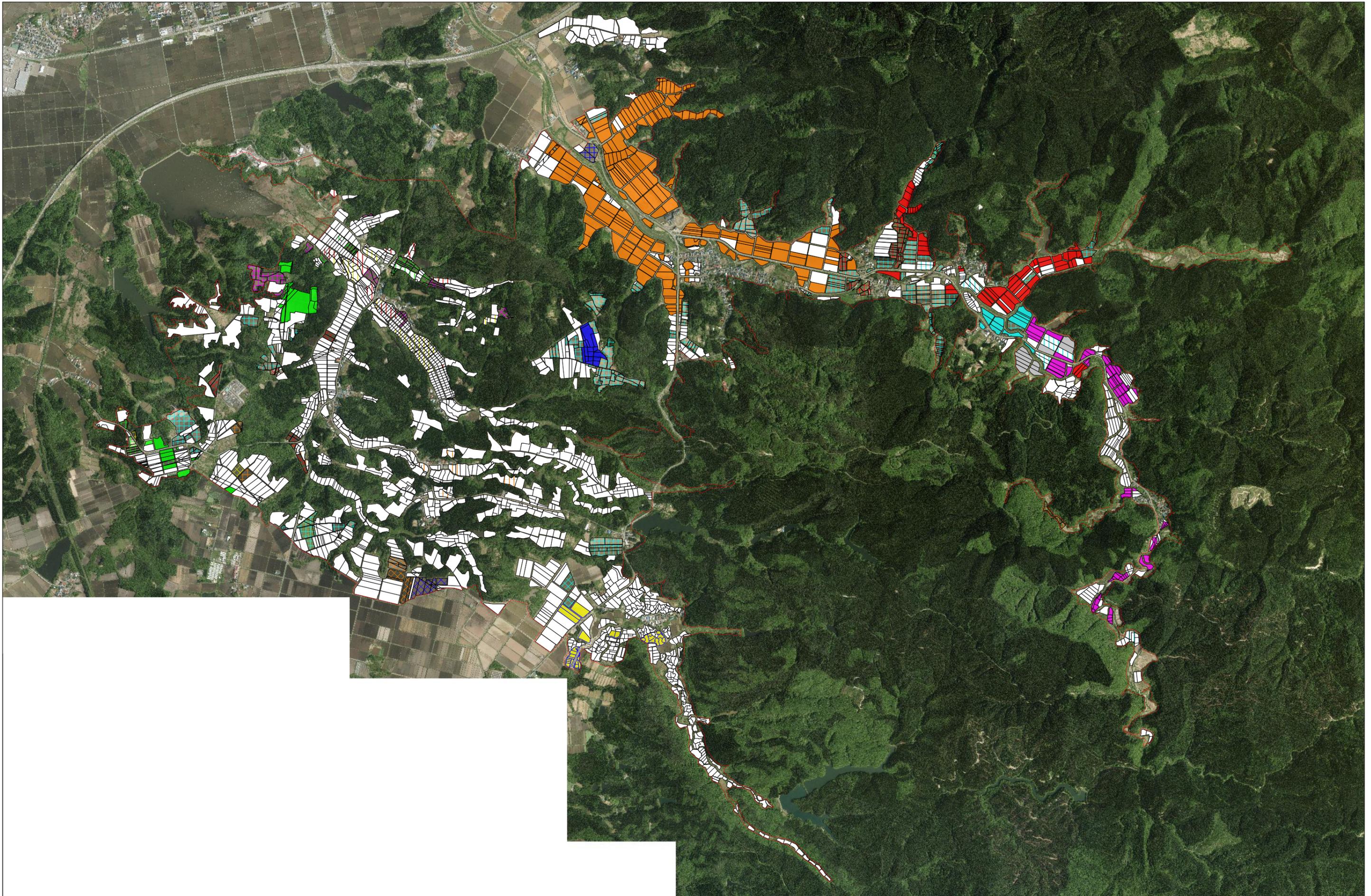
【選択した上記の取組内容】

--

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
			経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
1	認農	個人1	水稲	15.00 ha	ha	水稲	15.00 ha	ha	凡例のとおり	
2	認農	法人1	水稲、大豆	74.00 ha	ha	水稲、大豆	78.00 ha	ha	凡例のとおり	
3	認農	個人2	水稲、ソバ、野菜	5.50 ha	ha	水稲、ソバ、野菜	7.70 ha	ha	凡例のとおり	
4	認農	個人3	水稲、野菜	ha	ha	水稲、野菜	ha	ha	凡例のとおり	
5	認農	個人4	水稲、野菜	3.66 ha	ha	水稲、野菜	7.10 ha	ha	凡例のとおり	
6	認農	個人5	野菜	3.60 ha	ha	野菜	3.60 ha	ha	凡例のとおり	
7	認農	個人6	水稲、野菜	6.60 ha	ha	水稲、野菜	8.00 ha	ha	凡例のとおり	
8	認農	個人7	水稲、野菜	4.01 ha	ha	水稲、野菜	7.80 ha	ha	凡例のとおり	
9	認農	法人2	水稲、大豆、野菜	ha	ha	水稲、大豆、野菜	ha	ha	凡例のとおり	
10	認農	個人8	水稲、野菜	ha	ha	水稲、野菜	ha	ha	凡例のとおり	
11	認農	個人9	水稲、そば、野菜	ha	ha	水稲、そば、野菜	ha	ha	凡例のとおり	
12	認農	法人3	水稲、大豆、野菜	39.20 ha	ha	水稲、大豆、野菜	53.90 ha	ha	凡例のとおり	
13	認農	個人10	水稲、そば	ha	ha	水稲、そば	ha	ha	凡例のとおり	
14	認農	個人11	水稲、大豆、野菜	ha	ha	水稲、大豆、野菜	ha	ha	凡例のとおり	
15	認農	個人12	水稲、そば	ha	ha	水稲、そば	ha	ha	凡例のとおり	
16	認農	個人13	水稲	5.00 ha	ha	水稲	7.00 ha	ha	凡例のとおり	
17	認農	個人14	水稲、そば、野菜	1.61 ha	ha	水稲、そば、野菜	4.51 ha	ha	凡例のとおり	
18	認農	個人15	水稲、大豆	1.27 ha	ha	水稲、大豆	1.27 ha	ha	凡例のとおり	
19	認農	個人16	水稲	4.00 ha	ha	水稲	7.00 ha	ha	凡例のとおり	
20	認農	個人17	水稲	4.61 ha	ha	水稲	4.61 ha	ha	凡例のとおり	
21	認農	個人18	水稲	2.36 ha	ha	水稲	2.36 ha	ha	凡例のとおり	
22	利用者	個人19	水稲	12.18 ha	ha	水稲	12.18 ha	ha	凡例のとおり	
23	利用者	個人20	水稲	2.78 ha	ha	水稲	2.78 ha	ha	凡例のとおり	
24	利用者	個人21	水稲、大豆	7.66 ha	ha	水稲、大豆	7.66 ha	ha	凡例のとおり	
25	利用者	個人22	水稲	1.69 ha	ha	水稲	1.69 ha	ha	凡例のとおり	
26	利用者	個人23	水稲	5.75 ha	ha	水稲	5.75 ha	ha	凡例のとおり	
27	利用者	個人24	水稲	ha	ha	水稲	ha	ha	凡例のとおり	

目標地図 (檜山地区)



凡例(農業を担う者) 檜山地区

- | | | | |
|---|------|---|---------|
|  | 個人1 |  | 個人24 |
|  | 法人1 |  | 今後検討の土地 |
|  | 個人2 | | |
|  | 個人3 | | |
|  | 個人4 | | |
|  | 個人5 | | |
|  | 個人6 | | |
|  | 個人7 | | |
|  | 法人2 | | |
|  | 個人8 | | |
|  | 個人9 | | |
|  | 個人10 | | |
|  | 個人11 | | |
|  | 法人3 | | |
|  | 個人16 | | |
|  | 個人17 | | |
|  | 個人12 | | |
|  | 個人13 | | |
|  | 個人15 | | |
|  | 個人18 | | |
|  | 個人14 | | |
|  | 個人19 | | |
|  | 個人20 | | |
|  | 個人21 | | |
|  | 個人22 | | |
|  | 個人23 | | |